

# 滋賀県薬業技術振興センター ライブラリー利用規程

## 1 目的

この規定は、滋賀県薬業技術振興センター(以下「センター」という。)ライブラリーで管理する書籍、学術雑誌、事業報告書等(以下「図書等」という。)の有効活用や製薬企業等の技術向上を目的とした利用について必要な事項を定める。

## 2 利用時間

センター開庁日の午前9時から午後5時までとする。

## 3 利用対象者

- (1) 一般社団法人滋賀県薬業協会等の薬業関係団体
- (2) 滋賀県内において医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品および体外診断用医薬品の製造販売業許可、製造業許可(登録)または医療機器修理業許可を受けた者
- (3) その他薬務課長が適当と認める者

## 4 対象図書等

閲覧および貸出の利用ができる図書等のリストは、センターのホームページで公開する。

## 5 閲覧等

図書等を閲覧した者は、閲覧票(別記様式1)に必要事項を記入し、退室するときに提出すること。

## 6 貸出等

- (1) 図書等を貸し出すことができる。ただし、センターが指定するものについては、この限りでない。
- (2) 図書等の貸し出しを希望する者は、図書等貸出願書(別記様式2)をセンターに提出し、担当者の確認を受けてから持ち出すこと。この場合、必要に応じて、身元を証明する書類の提示を求めることができる。
- (3) 図書等の貸し出しは、1人1回につき3冊までとし、貸出期間は、2週間以内とする。
- (4) 利用者は、図書等を第三者に転貸してはならない。
- (5) 利用者は、図書等の返却時にセンター担当者の確認を受けること。
- (6) 郵送等により貸し出す場合は、次のとおりとする。
  - ア 貸出希望者は、図書等貸出願書をメールまたはファックスでセンターに提出すること。
  - イ センターは、該当図書等を料金受取人払い(着払い)の郵送または宅急便で送付する。
  - ウ 利用後の図書等は、利用者が送料を負担して郵送または宅配便で返却すること。
  - エ 郵送等の範囲は滋賀県内に限ること。

## 7 利用の制限

センターは、利用者がこの規程を遵守しないとき、または担当者の指示に従わないときは、ライブラリーの利用を停止または禁止することができる。

## 8 弁償

センターは、利用者が図書等を亡失し、または損傷したときは、当該利用者に対して弁償を求めることができる。

## 9 その他

この規定に定めのない事項については、必要に応じ薬務課長が定める。

### 附則

この規程は、令和2年1月31日から適用する。

### 附則

この規定は、令和2年10月20日から適用する。

## 閲覧票

閲覧日	年 月 日
会社等の名称	
閲覧者氏名	
閲覧した 図書等	

※ ライブラリーの退室時にセンター窓口へ提出してください。

※ 図書等の貸し出しを希望する場合は、「図書等貸出願書」を提出してください。

# 図書等貸出願書

令和 年 月 日

滋賀県健康医療福祉部薬務課長 様

会社住所	〒	
会社名称		
担当者	部署	氏名
連絡先		

下記のとおり図書等の貸し出しをお願いします。

なお、図書等の利用にあたって、「滋賀県薬業技術振興センターライブラリー利用規定」を遵守します。

記

(1人1回につき3冊まで)

貸出希望図書等の名称	著者名	出版社名	確認欄

(貸出期間は最大2週間まで)

返却予定日	年 月 日 ( )	返却確認	
-------	-----------	------	--

※センター記載欄

決 裁	係長	係員	受付